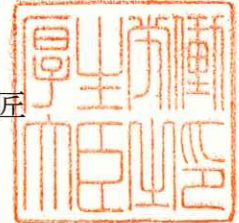


厚生労働省発生食 0108 第3号  
平成 31 年 1 月 8 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、平成 17 年 8 月 15 日付け厚生労働省発食安第 0815001 号、平成 17 年 8 月 15 日付け厚生労働省発食安第 0815003 号及び平成 23 年 4 月 19 日付け厚生労働省発食安 0419 第 4 号をもって貴委員会の意見を求めたところですが、これらを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるものについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定すること。

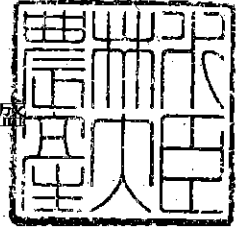
アルミノケイ酸ナトリウム  
ケイ酸カルシウムアルミニウム  
酸性リン酸アルミニウムナトリウム



30消安第3911号  
平成31年1月8日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価（薬剤耐性菌）について、平成15年12月8日付け15消安第3979号により貴委員会の意見を求めたところである。

先般、エフロトマイシンについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項規定に基づく飼料添加物としての指定を取り消したことから、意見を求めた抗菌性物質のうちエフロトマイシンに係る薬剤耐性菌についての食品健康影響評価依頼を取り下げる。

